

平成 29 年 3 月 3 日

社会福祉施設職員等退職手当共済制度についてのお知らせ

富山県社会福祉協議会
事務局 総務企画課

1 年度初めにおける退職手当支給時期について

「被共済職員退職届」、「退職手当金請求書・合算申出書」が福祉医療機構に到達してから概ね 2 か月程度で支給されます。（H28 年度マニュアルによる）

しかしながら、4 月から 8 月にかけては、3 月末退職者からの請求が極めて多く、2 か月以上かかることが予想されます。なお、福祉医療機構へ送付する前に業務受託機関（県社会福祉協議会）において事前審査を行い、不備書類の返戻等の作業を挟むことから、さらに 1 か月以上の時間を要することがありますので、ご了承願います。

2 退職者からの電話による個人情報の開示について

退職者等からの電話による個人情報の開示請求については、本人確認をすることが困難であり、虚偽の申告により開示請求が行われ、それに対して回答がなされた場合、退職者の権利利益を侵害する恐れがあります。したがって、開示請求は原則として福祉医療機構での対応となり、請求者の氏名、生年月日、前勤務先情報等を聴取し、文書により回答することとなっております。

なお、退職手当金請求書の受け付け状況にかかる電話照会については、氏名・生年月日・前勤務先名等を確認のうえ、電話にて回答することとしています。

◇個人情報に関する開示請求、福祉医療機構での請求書の受付状況の問い合わせ先

退職共済課 管理係・給付係 TEL：03-3438-0215

3 電子届出システム利用の促進について

電子届出システムで書類の作成を行うことで、ナビゲーション機能による入力支援ツールが使用でき、システム側での入力内容確認が行われるため、提出前の段階で入力ミスを防止することが期待できます。これにより、業務受託機関で実施する事前審査での返戻等が削減でき、退職手当の早期支給につながりますので、ご協力をお願いします。

4 退職手当金制度の不適切な取り扱いの防止について

近年、共済法の趣旨に反する悪質な退職手当請求事例が全国的に散見されます。当該請求が調査により発覚した場合、共済法第28条の罰則規程を適用することとなりますので、ご了承願います。

(1) 支給要件を満たさない請求

例) 雇用契約が変わらないにもかかわらず、退職辞令のみ発令し、不当に退職手当を請求した。

(2) 退職理由の虚偽報告

例) 懲戒免職となった被共済者に退職手当を請求させ、支給された当該手当を共済契約者が着服し管理していた。

(3) 関連法人を利用し退職手当金を請求

例) 関連法人に転籍させた上で、出向により元の施設に勤務させることで、実態は何ら雇用契約が変わっていないにもかかわらず、退職手当を請求した。

(4) 虚偽の雇用契約により不当請求し、または加入を妨げる

例) 雇用契約期間を偽り、故意に共済制度に加入させない処理を行っている。

掛金の納付を免れ、不当に退職金を請求するため、雇用契約開始日を偽っている。

(5) 共済掛金を被共済職員負担とする

(6) 共済契約者の判断により請求放棄として取り扱う

退職共済事業の運営につきましては、早期の退職金の支給、円滑な事務処理を行うに当たり、共済契約者における適切な届出、制度に対する理解が不可欠となりますので、ご協力を賜りますようお願いいたします。

事務担当

富山県社会福祉協議会 総務企画課

〒930-0094 富山県富山市安住町 5-21

TEL : 076-432-2958 FAX : 076-432-6146